

PICKUP

投票日等は決まり次第、防災無線等でお知らせします。(※6月9日時点での情報を基に作成しています。)

投票所入場券がなくても選挙人名簿に登録されていれば投票は可能です。万が一、失くしたり届かなかった場合は、そのまま投票所または期日前投票所にお越しください。その際、運転免許証や保険証など、本人であることが証明できるものをお持ちいただければ、手続きがスムーズに進みます。

- 投票所入場券がすでにお手元に届いていたらご持参ください。
- 裏面の宣誓書は、必ず記入してください。
- 期日前投票はお住いの地域に関係なく、本庁舎または分庁舎のどちらの期日前投票所でも投票ができます。

広報ほうき〈No.247〉令和7年7月号